

都市計画マスタープラン 見直し案に対する パブリックコメントを募集

本町では、平成14年3月に
おおむね20年後の町の都市像
とそれを実現するための基本
的な方針を示す「猪名川町都
市計画マスタープラン」を策
定しましたが、その後の少子
高齢化や、景気の長期低迷な
ど、町を取り巻く社会経済情
勢は大きく変化しています。
こうした状況を踏まえ、現在
「猪名川町都市計画マスター
プラン」の見直しを行って
います。

このたび、「猪名川
町都市計画マスタープ
ランの見直し案」を策
定しましたので、皆さ
んの意見を募集しま
す。
猪名川町都市計画マ
スタープランの見直し
案の全文は、町ホーム
ページおよび、都市整
備課、日生・六瀬住民
センター窓口で閲覧で
きます。
意見のある人は、項
目・意見の趣旨・住

猪名川町都市計画マスタープラン (見直し案) 参考

1. 全体構想

- 第1章 猪名川町の現況
- 第2章 まちづくりの理念と目標
 - ①将来の都市像
 - ②まちづくりのテーマ
 - ③将来の都市構造
- 第3章 土地利用方針
 - ①将来人口の想定
 - ②将来土地利用構想
 - ③市街地の基本方針
 - ④市街地調整区域の基本方針

- 第4章 都市施設整備の方針
 - 交通施設整備方針、公園緑地整備方
針、下水道・河川整備方針、その他
公共施設整備方針、自然環境保全及
び都市環境形成方針、景観形成方針
市街地整備方針、住宅整備方針、都
市防災方針

2. 地域別構想

3. まちづくりの実現方策



所・氏名を記入し、11月30日
までに郵送・ファックス・同
課窓口・Eメール (toshisei@
town.inagawa.lg.jp) で提出し
てください。ご意見とその方
針については、来年1月に、
広報紙・町ホームページ・各
施設で公表します。

問い合わせは、都市整備課
(☎766-8704)へ。

農林産物料理コンクールを開催

猪名川の美味しい農産物をもっと多くの人に食べてもら
い、特産物の消費拡大を図るため、農林産物料理コンクール
を開催します。あなたのアイデア、自慢の料理、美味しい食
べ方を提案してください。入賞作品は、農家の加工品製造グ
ループ(いなほの郷グループ)と一緒に、道の駅いながわで商
品として販売できます。



- ▼応募資格 町内在住在勤の
個人またはグループ
- ▼募集内容 町内の農林産物
を利用したアイデア料理
- ※オープンの使用不可
- ▼応募方法 住所・氏名・電
話番号・作品名・レシピ(使
用材料・調理方法)・料理の
特徴を記入し、料理の写真を
添付提出
- ▼募集期限 12月15日(火)
郵送の場合は当日消印有効
- ▼審査

- ◎1次審査(書類審査) 1月
15日(金) 郵便にて結果通知
- ◎2次審査(現物審査) 平成
22年1月26日(火)
- ◎審査委員 為後喜光さん
(料理研究家・学校法人辻学
園教授)、藤原隆義さん(株
コープフーズ加工センター
部長)ほか
- ▼その他 アイデア権及び著
作権は主催者に帰属するもの
とします。また、応募にかか
る経費および交通費は、全て



第6回特別支援教育公開講座 特別支援教育フォーラムを開催

▶とき 11月28日(土) 午後
1時15分～同4時20分(受付:
同1時～)

▶ところ 文化体育館

▶内容 第1部 シンポジウム
「猪名川町の特別支援教育～就
学前から中学校卒業までの一貫
した支援を目指して～」

◎コーディネーター=柘植雅義
さん(兵庫教育大学大学院教授)
◎パネリスト=町立幼稚園、小・
中学校の特別支援教育コディ
ネーターおよび川西市立川西養
護学校巡回相談員

第2部 講演「思春期の子ども
と向き合って～二次障害を防ぐ

ために大人ができること～」

◎講師=定本ゆきこさん(京都少年
鑑別所法務技官・精神科医)

▶定員 先着
180人

▶申込方法 教育支援室、日生・
六瀬住民センター、文化体育館
に備え付けの申込用紙(教育支
援室のホームページにも掲載)
に必要事項を記入の上、教育支
援室へ持参またはFAX

問い合わせは、教育支援室(☎
766-6006、FAX766-3034)へ。



定本ゆきこさん

11月15日から同21日は秋の環境美化週間



▲春のクリーンアップ作戦の様子

★11月15日(日)は秋のク
リーンアップ作戦★

11月15日から同21日まで
は、秋の環境美化週間です。
11月15日の日曜日は、町あ
げでの清掃活動日とし、ク
リーンアップ作戦を実施しま
す。普段みんなで使用する道
路・公園や自治会館・公会堂
の周辺はゴミで汚れていませ
んか。この週を機会に自分
たちの住む町の身近なところ
をもう一度チェックしてくだ

消費生活の アドバイス

> 186 <

ハガキでの架空請求



《質問》自宅に裁判訴訟通
達書と書かれたハガキが届
いた。差出名は財務局とあ
り、「裁判取り下げ期日を
過ぎると、身元調査実施の
上、職場に連絡し給与・不
動産を差し押さえする」と
書かれてあり、ハガキが
届いた日が裁判取り下げ期
日になっている。個人情報
の関係で問い合わせるよ
うにある。心当たりが無く
どうすればよいか分からな
い。

うにと伝えました。
猪名川町で最近、ハガキ
での架空請求のご相談が何
件ありました。業者が何
らかの方法で得た名簿を利
用し、大量に架空の事実を
記載したハガキを送付して
います。ハガキに書かれた
電話番号に連絡してきた人
に「このまま放置すると身
辺調査を実施し、自宅・職
場に向いた上で、裁判に
なる」「もう訴訟手続きに
入っている。取り下げると
は弁護士費用が必要にな
る」などと脅し、高額な金
銭を振り込ませようとしま
す。また、連絡すると高額
な金銭を請求されるだけで
はなく、電話番号や職場、
家族構成など個人情報を見
き出され、他の架空請求な
どの情報になる恐れがあり
ますのでハガキに書かれた
送付先には連絡しないでく
ださい。心配な方は正式な
裁判所の電話番号を調べ問
い合わせするか、消費生活
相談コーナーにご相談くだ
さい。

疑問な点は、消費生
活相談コーナー(☎
766-1110)へ。

各自自治会で作業実施日が異
なることがありますので、自
治会長もしくは、衛生委員に
実施日をご確認ください。ま
た、自治会で子供が清掃作業
に取り組み場合は、責任者の
方がしっかりと監督し、交通
量の多い道路などは避けてく
ださい。
なお、当日は家庭内から出

るゴミは出さないくださ
い。
問い合わせは、環境対策室
(☎766-8712)へ。

